

# 指定相談支援事業所太陽の里運営規程

平成 20 年 11 月 1 日

規 程 第 4 - 7 号

## （事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人喜和会が設置する太陽の里（以下「事業所」という。）において実施する指定相談支援の事業（以下「事業」という。）に関し、人員及び運営に関する事項を定め、事業の適正な運営と適切な指定相談支援の提供を図ることを目的とする。

## （運営の方針）

第 2 条 事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）、障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）、障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）障害者自立法に基づく指定相談支援事業の人員及び運営に関する基準等に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 173 号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

## （事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（ 1 ） 名 称 指定相談支援事業所 太陽の里

（ 2 ） 所在地 島根県簸川郡斐川町大字名島 9 0 番地

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（ 1 ） 管理者 1 名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（ 2 ） 相談支援専門員 1 名（常勤職員）

相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。

## （営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（ 1 ） 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

（ 2 ） 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

（ 3 ） サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

（ 4 ） サービス提供時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

（ 5 ） 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(指定相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること。
- (2) サービス利用計画の作成に関すること。
- (3) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。
- (4) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供すること。
- (5) 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること。
- (6) サービス利用計画の原案を作成すること。
- (7) サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取すること。
- (8) サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ること。
- (9) サービス利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに市町へ写しを提出すること。
- (10) 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うこと。
- (11) 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行うこと。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施地域は、出雲市、斐川町の全域とする。

(主たる対象とする障害の種別)

第8条 事務所において指定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者
- (2) 障害児

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(苦情解決)

第10条 提供した指定相談支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定相談支援に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、島根県及び支給決定をした市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(研修)

第12条 従業者の資質向上のために、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 継続研修 年3回

(秘密の保持)

第13条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第 14 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 利用者に対する指定相談支援事業の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

(補 則)

第 15 条 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人喜和会と太陽の里の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。